

## 書式・様式の統一の論点

## &lt;内閣府&gt;

- 施設型給付費等の請求に関し、「施設型給付費にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」につき必要な見直しを行い、市区町村に通知することとされている。本件に関し、(1)自治体担当者との意見交換会を行ったとのことだが、どのような意見があったのか。意見を踏まえ、様式は見直したのか。(2)また、閣議決定では平成30年度中に措置することとされているが、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データの作成や様式の通知は行ったのか。(3)取組の実効性を確保する意味でも、利用率に関し目標を設定し、引き続きフォローすべきではないか。

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定、抄）及びフォローアップ

事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書	施設型給付費等の請求（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条・附則第6条第1項）については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている「施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国5ヵ所で開催した自治体向けセミナーの場を活用し、セミナー終了後、各自治体担当者との意見交換会を実施。いただいた意見をもとに、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている「施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」について、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データを作成中。保育所については、基本部分も含めた請求明細書を作成し、案として地方自治体に周知を行った（別添参照）。どちらの様式も平成31年4月分から適用することができるよう、地方自治体に通知する予定。	平成30年度措置	内閣府